

加古川市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版1】

対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

基本的な考え方

1. 基本的な考え方

- 病原性（重症者の発生状況等）、感染力（発生患者数等）に応じた3つの対策レベルを設定する。
- 病原性等に関する情報が限られている場合は、危機管理の原則にのっとり、被害が大きき場合に備えたレベルの対策をとる。

2. 発生段階に応じた対応と対策の変化

- 感染の広がり等によって採るべき対応が異なるので、状況の変化に対応した発生段階を設け、各段階での対策を定める。
- 県の対処方針を踏まえ、二次保健医療圏域単位（東播磨圏域）で対策を移行する。

主な対策の考え方

1. 実施体制

- 市長を本部長とする「市対策本部」の設置
- 政府対策本部の基本的対処方針や県の対処方針等を踏まえた、対策の決定と実施

2. 情報収集・提供

- 国及び県が行うサーベイランスへの協力
- 多様な広報媒体を活用した、新型インフルエンザ等の発生状況や対策等の情報提供
- 生活相談など多様な相談内容にも対応できる相談窓口の設置

3. 予防・まん延防止

- 県からの住民に対する不要不急の外出自粛、学校等の休校措置、施設の使用制限等のまん延防止策への協力
- 政府対策本部の基本的対処方針に応じ、対策を実施する要員に対する「特定接種」及び市民等に対する「住民接種」の実施

4. 医療体制

- 東播磨圏域を単位とした県による医療体制整備への協力

5. 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 登録事業者等に対する事業継続計画等策定や十分な事前準備の要請
- 要援護者への生活支援

加古川市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版2】

発生段階ごとの
対策の主なもの

	対策の目的	実施体制	情報収集・提供	予防・まん延防止	医療体制の備え	市民生活・経済の安定確保
未発生期	・発生に備えた体制整備	・行動計画の作成 ・体制の整備及び連携強化	・学校サーベイランスへの協力（小康期まで実施） ・市民への情報提供（小康期まで実施）	・個人における感染対策の周知（小康期まで実施） ・予防接種体制の構築	・个人防护具等の資材等の備蓄 ・研修、訓練等の実施	・登録事業者等に対する資材の備蓄や事業継続計画の策定など事前準備の要請 ・要援護者への生活支援体制準備
海外発生期 (県内未発生期)	・市内発生の遅延と早期発見 ・市内発生に備えた体制整備	・感染症対策本部設置 ・対策の決定	・相談窓口設置	・特定接種の実施及び住民接種体制の構築整備		・県による関係事業者への事前準備要請への協力 ・遺体安置施設等確保を準備
県内発生・ 地域未発生期		・市対策本部設置 ・必要に応じた対策の変更	・相談窓口の充実	病原性等に応じて対策レベルを切替える		
地域発生早期	・感染拡大抑制 ・感染拡大に備えた体制整備			状況に応じて以下の対策を実施 【対策レベル1・2】 ・学校、保育所等の臨時休業 ・特定接種及び住民接種の実施 ・集客施設、集会・イベント等での感染防止措置の徹底 【対策レベル3】 ・ <u>県が実施する社会活動制限要請への協力（不要不急の外出自粛、施設の使用制限、イベントの中止・延期）</u>		【対策レベル1・2】 ・職場における感染対策の実施 【対策レベル3】 ・遺体の円滑な火葬 ・生活関連物資の価格安定等の措置 ・ <u>指定（地方）公共機関や登録事業者によるライフライン等の安定供給</u>
地域感染期	・医療体制の維持 ・健康被害、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑制		・相談窓口継続		【対策レベル3】 ・在宅療養者への支援 ・ <u>臨時的医療施設設置への協力</u>	【対策レベル1・2】 ・職場における感染対策の実施継続 【対策レベル3】 ・ <u>要援護者への生活支援</u> ・ <u>特例に基づく埋葬・火葬手続き</u>
小康期	・対策への評価 ・第二波への備え	・市対策本部廃止 ・第二波に備えた警戒体制へ移行	・相談窓口の縮小、閉鎖	・第二波に備えた対策の評価、検討、見直し ・第二波に備えた住民接種の推進	・実施した対策の評価、検討、見直し	・実施した対策の評価、検討、見直し

※1 枠内・・・県の決定する発生段階や対策レベルをもとに、市が決定し実施するもの、又は、その名称 ※2 下線部分・・・緊急事態宣言時の措置